

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和2年度)

様式

作成日 2021/2/25

最終更新日 2021/2/25

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2021/2/1
国立大学法人名		国立大学法人お茶の水女子大学
法人の長の氏名		室伏 きみ子
問い合わせ先		企画戦略課（評価担当）／03-5978-5116／KC-hyoka@cc.ocha.ac.jp
URL		https://www.ocha.ac.jp/introduction/hyouka/info/governance_code.html

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>【本報告書に対する経営協議会の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「補充原則1-4②」について、法人経営を担い得る人材を計画的に育成するために、他機関との交流を積極的に活用することも重要である。 <p>【経営協議会の意見に対する本学の対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員についてはクロスアポイント制度を活用し、職員についても人事交流を実施している。また、企業の役員（社長・会長など）のシンポジウム・講義を教職員・役員向けに定期的に行っている。今後更にこれらの制度を活用し、人材育成に努めたい。
監事による確認		<p>【本報告書に対する監事の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「補充原則1-4-②」の経営人材育成について、【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】の記載欄にもある通り、将来の長となりうる人材の育成を適切に行っていることは承知しているが、当該方針について実施できていないところは、公表に向けて検討が必要である。 ・「原則3-3-4」について、大学総括理事を置かない理由を明確に示し、説明責任を果たしているが、継続して議論していくことが重要である。 <p>【監事の意見に対する本学の対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「補充原則1-4②」については、掲載するよう努める。 ・「原則3-3-4」については、小規模大学である本学は、学長が法人の長と大学の長を兼ねる現体制が最も経営力を発揮できる体制である。さらには総務担当理事が法人の長を補佐し、大学を総括する役割を担っていることから、大学総括理事を置くことを必要としないが、引き続き議論していきたい。
その他の方法による確認		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		国立大学法人お茶の水女子大学は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>本学は、明治8（1875）年の創立以来、日本の女子教育の先達として道を切り拓き、平成16（2004）年の国立大学法人化に当たって「学ぶ意欲のあるすべての女性にとって、真摯な夢の実現の場として存在する」とのミッションを掲げ、女性の生涯にわたる生き方のモデルの提供、男女共同参画社会実現への寄与等をその使命とし、グローバルに活躍する女性リーダーの育成に取り組んでいる。</p> <p>これら社会の要請の把握に努め、そのミッションを実現するためのビジョン、目標、戦略の作成にあたっては、学内関係者だけでなく、経営協議会委員等ステークホルダーの意見・提言を踏まえながら、策定・公表を行っている。</p> <p>【公開URL】 「国立大学法人評価」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/hyouka/info/hyouka03.html#mokuhyou</p>
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		<p>本学のミッションを達成するため、法人の長である学長の下に組織する「学長戦略機構」内に総合評価室を置き、本学の目標・戦略として位置付ける「中期目標・中期計画」、「年度計画」の策定、成果の検証、見直し等、大学評価に関する業務を行っている。その結果については、国立大学法人法第31条の2に基づく「業務の実績に関する報告書」として、本学ウェブサイトで公表している。さらに、目標・戦略の進捗状況及び検証結果を用いた改善については、毎年度策定する「年度計画」にも反映させ、中期目標・中期計画の変更についても、変更点及び変更理由を掲載して、本学ウェブサイトで公表している。また、経営協議会においても、中期目標・中期計画及び年度計画を審議する上で、計画等に反映すべき点に関する助言を受けており、議事録や経営協議会学外委員からの意見を法人経営の改善に活用した取組事例として、改善に反映した点等を明確に公表している。</p> <p>【公開URL】 ①「国立大学法人評価」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/hyouka/info/hyouka03.html#mokuhyou ②「経営協議会議事録」及び「経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/publication/list.html</p>

<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>		<p>学長が法人の長と大学の長を兼ねており、学長のリーダーシップのもと経営と教学の一体的な合意形成を可能とする体制を構築している。経営においては、国立大学法人法に基づき、理事 4 名が学長に任命され、学長を補佐し、法人の業務を掌理している。また教学運営においては、学校教育法に基づき、教育・研究・国際等だけでなく、男女共同参画担当や理系女性教育開発担当・附属学校担当など、本学の重要事項に関する校務をつかさどる副学長を学長が任命し、副学長は担当する校務を自ら処理している。本学に存する各組織については、「国立大学法人お茶の水女子大学組織運営規則」に示されており、各組織の権限と責任については、各組織ごとに作成されている規則で示されている。</p> <p>【公開URL】</p> <p>①「役員のご紹介」：各副学長の役割を掲載 https://www.ocha.ac.jp/introduction/structure/officer.html</p> <p>②「国立大学法人お茶の水女子大学組織運営規則」：本学の各組織について https://www.ocha.ac.jp/reiki/reiki_honbun/x243RG00000004.html?id=j7_k3</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>目標及び戦略として掲げる「中期目標・中期計画」の総合的な人事方針としては、当該期間における「人事に関する計画」を策定しており、若手教員、女性教員、外国人教員の採用促進を掲げ、ダイバーシティの確保等の観点を踏まえた具体的な数値目標・取組を定めている。</p> <p>そのもとで教員に関しては、「第 3 期中期目標期間における教員人事計画」を策定しており、本計画において、若手教員の採用促進や、本学の重点分野における研究機能強化のために必要な人員を配置すること、障害者雇用については法定雇用率を遵守する等、適切な年齢構成・男女比・国際性等を踏まえた上での人事方針を定めている。</p> <p>【公開URL】</p> <p>第 3 期中期目標・中期計画「人事に関する計画」について 「国立大学法人評価」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/hyouka/info/hyouka03.html#mokuhyou 該当ファイル (PDF)：中期目標・中期計画一覧表 (P.16) https://www.ocha.ac.jp/introduction/hyouka/info/hyouka03_d/fil/H28-R3plan.pdf</p>

<p>補充原則 1 - 3⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>目標及び戦略として掲げる「中期目標・中期計画」を達成するために、中期的な財務計画として、当該期間における「予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」を策定・公表している。</p> <p>各年度の支出については、特に将来構想を踏まえた人事計画による人件費の見積り、施設整備や大型の設備整備などの高額な事業スケジュールを踏まえて、計画時点において予測し得る様々な情報を基に見通しを立てている。収入面では、民間資金や基金の獲得、資金運用などを行い支出計画を達成するための収入の見通しを立てている。</p> <p>【公開URL】 「国立大学法人評価」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/hyouka/info/hyouka03.html#mokuhyou 該当ファイル（PDF）：中期目標・中期計画一覧表（P.15～22） https://www.ocha.ac.jp/introduction/hyouka/info/hyouka03_d/fil/H28-R3plan.pdf</p>
<p>補充原則 1 - 3⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）</p>		<p>教育研究の費用及び成果等として、(1) 財務諸表等、(2) 決算報告書、(3) 事業報告書、(4) 事業・財務レポート、(5) 業務の実績に関する報告書、(6) 中期目標の達成状況報告書等を本学ウェブサイトで公表している。</p> <p>さらに、年度ごとに作成する「事業・財務レポート」では、教育研究の費用や成果等として、「中期目標・中期計画」に沿った本学の事業の実施状況の概要と共に、学部等セグメント情報も含む決算の概要を掲載し、収入及び支出に関する詳細な分析を公表している。</p> <p>【公開URL】 「国立大学法人としての公表事項」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/publication/list.html</p>

<p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>本学では、優秀な人材を段階的に登用して経験を積ませ、法人経営に参画させていくことで、長期的な視点に立った法人経営を行う人材の確保と計画的な育成を行っている。</p> <p>学長をサポートする取組として、「国立大学法人お茶の水女子大学副学長に関する規則」並びに「国立大学法人お茶の水女子大学学長補佐に関する規則」に基づき、令和 3（2021）年2月現在、副学長 4 名（理事兼務者除く）を任命している。</p> <p>また、法人経営を担う人材を登用・育成するポストとして、学長補佐 4 名を配置するとともに、理事を補佐するポストとして、「国立大学法人お茶の水女子大学副理事に関する規則」に基づき、副理事 2 名、「国立大学法人お茶の水女子大学組織運営規則」に基づき、理事補佐 1 名を配置している。さらに、次期部局長等を担い得る人材を教育研究評議会評議員として任命し、将来に法人経営を担い得る人材を段階的に育成している。</p> <p>加えて本学では、法人運営を担う人材を育成するための多様な啓発の機会に積極的かつ計画的に人材を派遣するとともに、教員についてはクロスアポイントメント制度を活用し、職員についても人事交流を実施している。また企業の役員（社長・会長など）のシンポジウム・講義を教職員・役員向けに定期的に行っており、法人経営の感覚を身につけさせる経験としている。</p> <p>これら当該方針の公表については、掲載するよう努める。</p>
<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>		<p>学長のリーダーシップに基づいて、大学のビジョンの実現に向けた取組を推進するため、令和 2 年10月現在、4 名の理事（うち学外理事 2 名）、7 名の副学長（うち理事兼務 3 名）を配置し、学長の意思決定や業務執行をサポートする体制を整備している。理事、副学長については、「国立大学法人お茶の水女子大学理事に関する規則」、「国立大学法人お茶の水女子大学副学長に関する規則」に基づき、それぞれの職務、資格、選考方法、任期、解任事由等を規定している。また各理事・副学長の役割については大学ウェブサイト「役員のご紹介」で公表している。</p> <p>任命に当たっては、各理事・副学長の掌握する業務分野に求められる知識・経験・能力等を考慮して学内外から優れた経験者を適材適所で登用している。具体的には他国立大学理事経験者、政府機関における指導的立場の人材、民間企業の管理職経験者を配置している。</p> <p>【公開URL】</p> <p>①「役員のご紹介」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/structure/officer.html</p> <p>②国立大学法人お茶の水女子大学理事に関する規則 https://www.ocha.ac.jp/reiki/reiki_honbun/x243RG00000100.html</p> <p>③国立大学法人お茶の水女子大学副学長に関する規則 https://www.ocha.ac.jp/reiki/reiki_honbun/x243RG00000101.html</p>

<p>原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録</p>		<p>役員会が学長の意思決定を支えるため、「国立大学法人お茶の水女子大学役員会規則」において、国立大学法人法に基づき、(1) 中期目標についての意見(法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。)及び年度計画に関する事項、(2) 法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、(4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項、(5) その他役員会が定める重要事項について審議することと定めている。同規定により、役員会が本学の重要事項について十分な検討・討議を行うと共に、国立大学法人法で定める事項について適時かつ迅速な審議を行うことで、法人の適正な経営に繋げている。また議事録については本学ウェブサイトにて公開している。</p> <p>【公開URL】 「会議録：役員会」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/publication/list.html</p>
<p>原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況</p>		<p>第3期中期目標・中期計画において、「学ぶ意欲のあるすべての女性にとって、真摯な夢の実現の場として存在する」ことをミッションとして掲げ、日本の女子教育の先達として道を切り拓いてきた本学においては、男女共同参画社会の実現に向けて、国立大学法人の模範となるべく努力している。</p> <p>また、役員等には助言・企画立案を通じた理事機能の強化のため、産業界、他の教育研究機関等外部の経験を有する人材を積極的に登用するとともに、経営体制の透明化を図るため、本学ウェブサイトにおいて、学外理事の選任理由について公表している。</p> <p>また本学ウェブサイト「役員のご紹介」において経歴を示している。</p> <p>【公開URL】 ①「役職員 > 理事選任理由」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/publication/yakusyokuin.html ②「役員のご紹介」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/structure/officer.html</p>

<p>補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>経営協議会の学外委員については、産業界、教育研究機関等から「本学は国立の女子大学としていっそう社会的役割を認識し遂行することが求められており、経営的観点、国際的観点に加え、男女共同参画社会実現のために本学が果たすべき役割も考慮し、高い見識をもってご助言いただける者」を選出し、法人経営、教育改革への支援を受けている。なお、同方針を本学ウェブサイトにおいて公表している。</p> <p>会議運営にあたっては、学外委員がその役割を十分に果たせるよう、審議事項内容等について、経営協議会開催前（1週間程度）にあらかじめ周知を行っており、開催当日に貴重な意見をいただくと共に、毎回テーマを設定し意見交換会を実施して法人経営に生かしている。さらに、専門性の高い案件が生じた場合には、個別に意見を求め参考に行っている。議事録、及び経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例の公表を行っており、社会に開かれ、社会に対し責任を果たすことのできる戦略的かつ適正な法人経営に資するための取組を推進している。</p> <p>【公開URL】</p> <p>①国立大学法人お茶の水女子大学経営協議会規則 https://www.ocha.ac.jp/reiki/reiki_honbun/x243RG00000006.html</p> <p>②経営協議会の外部委員に係る選考方針 https://www.ocha.ac.jp/introduction/publication/keieikyougikaiiin.html</p> <p>③「経営協議会議事録」及び「経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/publication/list.html</p>
---	--	---

<p>補充原則 3 - 3 - 1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>学長の選考基準については、国立大学法人お茶の水女子大学学長選考規則第3条において、「学長候補者は、本学の内外を問わず人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者」とし、さらに、(1) 人格が高潔で、学識が優れ、かつ、教育・研究上の卓越した業績があり、本学における教育・研究活動を適切かつ情熱をもって運営することができる能力を有する者、(2) 「大学憲章」を尊重し、大学及び附属学校園が一体となった“オールお茶の水体制”の構築による戦略的な大学運営を、リーダーシップを発揮し、構成員の信頼を得つつ実現できる者、(3) 女子大学としての本学の存在意義を高めて社会に貢献することができる者、(4) 財政基盤を充実させ、本学の教育・研究活動を持続的に発展させることができる者等の基準を満たす者としている。この基準に則って、学長選考会議は学長候補者との面談、書類審査、所信表明書、所信表明会、意向投票の結果等を総合的に判断して慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行っている。</p> <p>また、選考結果、選考過程及び選考理由については、学長選考会議のもとに設置された意向調査管理委員会が実施する意向投票調査結果も含め、本学ウェブサイトにおいて公表しており、選考プロセスの透明性を高めている。</p> <p>【公開URL】 ①法人の長の選考基準 「国立大学法人お茶の水女子大学学長選考規則」第3条 https://www.ocha.ac.jp/reiki/reiki_honbun/x243RG00000421.html ②学長選考基準－求められる学長像－ https://www.ocha.ac.jp/news/20201021.html ③選考結果・選考過程及び選考理由 本学ウェブサイト「国立大学法人お茶の水女子大学の次期学長候補者の決定」 https://www.ocha.ac.jp/news/20201021.html 本学ウェブサイト「国立大学法人お茶の水女子大学の次期学長候補者の決定」 https://www.ocha.ac.jp/archive/news/h261022.html 選考経緯及び選考理由 https://www.ocha.ac.jp/archive/news/h261022/exhibit.pdf</p>
<p>補充原則 3 - 3 - 1 ② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<p>学長選考会議は、国立大学法人法に基づき学長の任期を審議するにあたり、本学における継続的な経営・運営体制の構築のため、学長の再任を可能とし、「学長の任期は、4年とし、1回に限り再任されることができる。ただし、再任の場合の任期は、2年とする。」と定め、公表している。</p> <p>なお、再任の可否については、任期期間に中間評価を行い、学長選考会議において、当該学長の取組により達成された実績等について審議される。</p> <p>【公開URL】 「国立大学法人お茶の水女子大学学長選考規則」第4条 https://www.ocha.ac.jp/reiki/reiki_honbun/x243RG00000421.html</p>

<p>原則 3 - 3 - 2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>学長の解任の対象となる事由については、(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき、(2) 職務上の義務違反があるとき、(3) 職務の執行が適当でないため、本学の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き職務を行わせることが適当でないとき、(4) その他学長たるに適しないと認められるとき、と定めている。これらに該当する者について、学長選考会議の議長に対して、①学長選考会議全委員の2分の1以上の、又は②教育研究評議会又は経営協議会の各々全委員の3分の2以上の、又は③本学学長選考規則に定める意向調査対象者全員の3分の1以上の連名による書面及びその理由を付して解任審査請求が提出された場合に、解任を審査しなければならない。解任審査に当たっては、投票による意向聴取を実施することもでき、意向聴取を行う際に解任を請求されている学長から意見陳述があった場合には、その機会を設けなければならない。これらを総合的に審査し、学長選考会議委員の3分の2以上の賛成を持って学長の解任を決定することができ、決定後は学内に速やかに公表することとしている。</p> <p>上記手続きを「国立大学法人お茶の水女子大学学長選考規則」に定めている。さらに、「国立大学法人お茶の水女子大学学長選考会議規則」には、解任を決定した場合は文部科学大臣に上申することとしている。</p> <p>【公開URL】 国立大学法人お茶の水女子大学学長選考規則 https://www.ocha.ac.jp/reiki/reiki_honbun/x243RG00000421.html 国立大学法人お茶の水女子大学学長選考会議規則 https://www.ocha.ac.jp/reiki/reiki_honbun/x243RG00000420.html</p>
<p>補充原則 3 - 3 - 3 ② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>学長の業務執行に関する中間評価及び業績評価は「学長選考会議は、学長の任期が4年の場合、2年目の終了時点において、当該学長の業務執行の状況についての中間評価を行い、3年目の終了時点において、当該学長の取組により達成された実績等についての業績評価を行う。」と定めている。この業績評価の結果は、本学ウェブサイトで公表している。</p> <p>【公開URL】 「学長の業務執行の状況についての中間評価について」 https://www.ocha.ac.jp/news/20171020_01.html 「国立大学法人お茶の水女子大学長の業務執行の状況についての中間評価」 https://www.ocha.ac.jp/news/20171020_01_d/fil/tyukanhyoka.pdf 「お茶の水女子大学長の業績評価について」 https://www.ocha.ac.jp/news/20180910.html 「国立大学法人お茶の水女子大学長の業績評価」 https://www.ocha.ac.jp/news/20180910_d/fil/20180910_hyoka.pdf</p>

<p>原則 3 - 3 - 4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>学長が法人の長と大学の長を兼ねており、学長のリーダーシップのもと経営と教学の一体的な合意形成を可能とする体制を構築している。本体制の下で、「学ぶ意欲のある全ての女性にとって、真摯な夢の実現の場として存在する」ことをミッションとし、これを実現するため、学長を補佐する役割として、経営面においては理事を置き、教学運営においては副学長を置いている。学長及び理事・副学長で構成する学長戦略機構を中心とした執行体制の一元化により迅速な意思決定を可能とし、学長のリーダーシップに基づいた経営・教学運営体制が十分に機能している。これらのことから、学長が法人の長と大学の長を兼ねる現体制が最も経営力を発揮できる体制となっており、本学には大学総括理事を置いていない。</p>
<p>基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<p>本学における業務を法令等を遵守しつつ適正に執行していくため、学長が学内に整備・運用する仕組みとして内部統制システムを構築し、本学はその枠組みの中で、コンプライアンスとリスクマネジメントを一体的に推進している。本学が高い公共性を担保しつつ持続的・継続的に発展していくために、この内部統制システムを運用し、自らを律する仕組みを有効に機能させることで、本学は社会に対して安全性・健全性を示している。</p> <p>内部統制システムの下でコンプライアンスを推進するとともにリスクに対して適切に対処するため、「国立大学法人お茶の水女子大学コンプライアンスの推進に関する規程」及び「国立大学法人お茶の水女子大学危機管理規則」を定めている。これらの規程において、コンプライアンスの推進に関する最高責任者及び危機管理を統括する責任者を学長が務めることを定め、コンプライアンス遵守のための教育・研修通報の仕組みや通報者の保護、緊急時の迅速な情報伝達・意思決定に係る体制を規定することにより、内部統制システムを有効に機能させ、コンプライアンスとリスクマネジメントを一体的に運用する仕組みを構築している。</p> <p>これらの体制・仕組みは、継続的に見直しを図ることとしており、適時、規則等の改定を行っている。現在、情報の公表を通じて透明性をさらに高めるため、内部統制システム運用規則の制定と関連する規則の一部改定を進めている。</p> <p>【公開URL】</p> <p>①国立大学法人お茶の水女子大学コンプライアンスの推進に関する規程 https://www.ocha.ac.jp/reiki/reiki_honbun/x243RG00000065.html</p> <p>②国立大学法人お茶の水女子大学危機管理規則 https://www.ocha.ac.jp/reiki/reiki_honbun/x243RG00000488.html</p>

<p>原則4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>法人経営に係る情報を多様な関係者に対して効果的に発信するため、本学ウェブサイトのトップページに「お茶大案内」のページを設け、学長メッセージ、本学の概要、中期目標・中期計画、コンプライアンスに係る事項・国立大学法人としての公表事項（財務情報、大学機関別認証評価等）、大学刊行物などの情報を集約して公表している。</p> <p>また、本学の教育・研究・社会貢献活動については、法人経営に係る情報と同様に、本学ウェブサイトのトップページにそれぞれ「教育・研究」、「産学連携・社会貢献」のページを設け、本学の教育改革の取組、教育・研究・人材育成関係プロジェクト、SDGsの取組、研究体制、研究倫理、研究紹介などを公表している。</p> <p>さらに、法令に基づく適切な情報公開として、国立大学法人法等に基づく情報について、「国立大学法人としての公表事項」として公開している。また、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令に基づき、「教育情報の公開」として教育に関する情報を公開しているほか、「教育職員免許法施行規則第22条の6に基づく公表事項」として、教員の養成に関する情報を公開している。</p> <p>【公開URL】</p> <p>①「お茶大案内」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/index.html</p> <p>②「教育・研究」 https://www.ocha.ac.jp/program/index.html</p> <p>③「産学連携・社会貢献」 https://www.ocha.ac.jp/researchs/index.html</p> <p>④「国立大学法人としての公表事項」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/publication/list.html</p> <p>⑤「教育情報の公表」 https://www.ocha.ac.jp/program/project/info/edu_revue_2020.html</p> <p>⑥「教育職員免許法施行規則第22条の6に基づく公表事項」 https://www.ocha.ac.jp/introduction/publication/t-license.html</p>
---	--	---

<p>補充原則4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>多様な関係者（ステークホルダー）のニーズに応じた情報発信を行うため、本学ウェブサイトトップページの最上部に、ステークホルダーごとのページとして、（1）受験生、（2）留学生、（3）在學生、（4）卒業生、（5）地域・一般の方、（6）企業の方、（7）後援会・同窓会・事業会のページをそれぞれ設け、多様な異なる関係者等が適切な情報の取得・収集ができるよう、工夫した情報発信を行うとともに、透明性を確保するよう努めている。また、facebookやtwitterを活用し、本学のイベント等の情報発信を行っている。</p> <p>【公開URL】 大学ウェブサイトトップページ（学生、保護者、卒業生等関係者別メニューの設置）</p> <p>①「受験生」向けページ https://www.ocha.ac.jp/ao/index.html</p> <p>②「留学生」向けページ https://www.ocha.ac.jp/intl/index.html</p> <p>③「在學生」向けページ https://www.ocha.ac.jp/campuslife/index.html</p> <p>④「卒業生」向けページ https://www.ocha.ac.jp/graduate/index.html</p> <p>⑤「地域・一般の方」向けページ https://www.ocha.ac.jp/general/index.html</p> <p>⑥「企業の方」向けページ https://www.ocha.ac.jp/company/index.html</p> <p>⑦「後援会・同窓会・事業会」向けページ https://www.ocha.ac.jp/supporter/index.html</p>
<p>補充原則4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報を示す情報</p>		<p>学生が享受できた教育成果を示す情報等について、本学ウェブサイトにおいて「教育情報の公表」としてまとめており、大学の教育課程方針（カリキュラムポリシー）、入学者受入方針（アドミッションポリシー）、学位授与方針（ディプロマポリシー）の3つのポリシーに関する情報ははじめ、学生の進路状況、授業科目（シラバス）、学修成果に関連する事項等、教学に関連する様々な情報を公表している。</p> <p>また、本学の教育・学修成果に係る学内のデータを収集・分析等を行うことを目的として設置する「教学IR・教育開発・学修支援センター」のサイト内において、学生の授業アンケート結果等の詳細について公表しており、学生の満足度や学生の授業に関する評価を統計的に閲覧することができる。</p> <p>【公開URL】</p> <p>①教育成果に関する情報等 「教育情報の公表」 https://www.ocha.ac.jp/program/project/info/edu_revue_2020.html</p> <p>②学生の満足度等（授業アンケート結果） 「教学IR・教育開発・学修支援センター>nigalaダッシュボード」 https://crdeg5.cf.ocha.ac.jp/crdeSite/nigala.html</p>

<p>法人のガバナンスにかかる 法令等に基づく公表事項</p>		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 ○国立大学としての公表事項 https://www.ocha.ac.jp/introduction/publication/list.html</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 ⇒ 公表事項なし</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 ⇒ 公表事項なし</p>
-------------------------------------	--	--